

## 令和6年度第1回豊川市男女共同参画審議会 ご意見等及び回答

### 1. 議題

「豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）について（豊川市パートナーシップ宣誓制度の拡充）」

### 2. 書面会議結果

委員10名中 承認する : 10名  
承認しない : 0名

### 3. ご意見等及び回答

	意見等	事務局 回答
1	<p>以下の効果があると考え、承認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」は、同性カップル、異性カップル、事実婚も含まれている。</li> <li>多様なカップルを兼ねており、性的マイノリティカップルは所持や提示しやすくなったと考えられるから。</li> <li>・夫婦別姓を望むカップルにも対応しているから。</li> <li>・オンライン申請ができるようになり、担当の行政職員以外の人から顔を見られずに申請できるようになったから。</li> <li>・婚姻できない同性カップルなどが、養子を迎える場合も対応すること。親のない子が家庭を持つ機会が増えるから。</li> <li>・同性婚や多様な家族を認め合う意識が広がるから。</li> </ul>	-

	意見等	事務局 回答
2	<p>拡充することで不利益を受ける市民が減少するのであれば、制度の拡充について賛同致します。</p>	-
3	<p>私はパートナーシップについて理解や知識が少ないので、努めて丁寧に拝見しました。よく考えられていると思いました。</p>	-
4	<p>ファミリーシップの対象者の記載に当たって3名以上の場合の対応も考慮されていますか。</p>	<p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領証カードについて、ファミリーシップ宣誓者は1枚につき2名ずつの記載となります。3名以上となった場合は2枚以上（必要な枚数）を作成し、「1/2」「2/2」…と付した受領証等を発行することで対応します。</p>
5	<p>婚姻制度を利用できないカップルとその家族の困難を軽減する一助とする今回の制度を豊川市が進めることは良いと思いますが、今回の議題についての賛否の回答期日が6/24と審議する期間が1～2週しかなく、この設定では、十分審議できなかつた。もう少し計画に余裕をもってほしかったです。</p> <p>議題と進めている内容は有意義で共感します。委員名簿の方の意見なども参考にしてから、回答できたら良かったと思いました。</p>	<p>今回、新たな制度の導入ではなく現行制度の内容の拡充であったこと、また制度拡充について「豊川市パートナーシップ宣誓制度」の施行日である7月1日の施行を目指していたことで、タイトなスケジュール設定となりました。十分な期間を設け、皆様のご意見を踏まえたうえで認否を判断いただくことができず、大変申し訳ございませんでした。委員の皆様から頂いたご意見やご質問については、本資料にて共有させていただきます。</p>

	意見等	事務局 回答
6	<p>5 東三河 4 市の状況 のところに「※愛知県に同じ。県下 29 市町村」とあるのはどういう意味ですか。また市町村ではなく県でも同様の制度が利用できるとしたら、何か違いはありますか。利用者にとって県か市町村のどちらを選ぶのがよいのか判断する際の情報はありますか。</p>	<p>「※愛知県に同じ。県下 29 市町村」については、東三河 4 市のパートナーシップ宣誓制度が、令和 6 年 4 月 1 日施行の愛知県ファミリーシップ宣誓制度と同様にファミリーシップ宣誓も含めた制度となったことを示しています。また、令和 6 年 6 月 1 日時点で、愛知県内では 29 市町村が県制度と同様のファミリーシップ宣誓を含めた制度を設けていることを表しています。</p> <p>県制度と各市町村制度について、受領証等の提示等により活用できる県及び市町村の行政サービス等（注1）を、相互の制度で活用できるよう連携を行っています。</p> <p>市町村の制度と県の制度の主な違いについて、県制度の利用者は、県の行政サービス等のほか、県内市町村の行政サービス等を活用できることがあります（注2）。対して市町村制度の利用者は、その受領証等を発行した市町村の行政サービス等のほか、県の行政サービス等を活用できることがあります（注3）。</p> <p>県か市町村のどちらを選ぶのがよいのかの判断については、各市町村でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をする場合、職員や周りの市民に知り合い等がおり意図しないカミングアウトとなることを恐れる宣誓者もいると想定されます。県の制度を利用すれば、そのリスクが低くなると考えられます。反対に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用するなら、住んでいるまちの制度を利用したいという宣誓者もいることと思います。宣誓者にとってより安心でき、利用しやすい制度を選択していただくこととなります。</p>

	意見等	事務局 回答
		<p>(注1) 受領証等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。</p> <p>(注2) 各市町村の行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。</p> <p>(注3) 県の行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。</p>
7	<p>ガイドブックは利用者に配布するものですか。市の内規としての扱いですか。(利用者に渡さない場合には次の意見は不要かもしれません。)</p> <p>ガイドブック6ページ(5)ファミリーシップ宣誓の場合の必要書類 二つ目「近親者等の記載に関する同意書」(様式第6号)について</p> <p><u>「※同意者の親権者がパートナー以外である～記入してください。」</u> とあります。少しわかりにくいと思います。「15歳未満の方は不要です。」の一文は※の後ろにして「ただし、同意者の親権者が～」とするとすっきりします。</p> <p>※以降の内容がどの部分を補足するかわかりづらいため、現状では年齢にかかわらず、親権者がパートナー以外の場合は親権者の記入を求めるように読めると思うのですが。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱いに関する要綱第8条第1項(2)では( )で括られているのでわかります。</li> <li>・様式6号では「同意者が15歳未満の方かつパートナー以外が親権者の場合は、親権者が記入してください。」としてあってこれもわかりやすい。</li> </ul>	<p>ガイドブックは利用者に配布します。</p> <p>ガイドブック6ページ(5)ファミリーシップ宣誓の場合の必要書類の二つ目「近親者等の記載に関する同意書」(様式第6号)について、下記のとおり修正します。</p> <p><b>【修正後】</b></p> <p>○「近親者等の記載に関する同意書」(様式第6号) 当該近親者本人が記入してください。15歳未満の方は不要です。 <u>※同意者が15歳未満の方かつパートナー以外が親権者の場合は、親権者が記入してください。</u></p> <p><b>【修正前】</b></p> <p>○「近親者等の記載に関する同意書」(様式第6号) 当該近親者本人が記入してください。15歳未満の方は不要です。 <u>※同意者の親権者がパートナー以外である場合は、親権者が記入してください。</u></p>